

令和3年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要

人 事 院

人事院は、国家公務員の勤務条件を検討するに当たっての基礎資料を得ることを目的として、令和3年10月1日現在における民間企業の福利厚生及び災害補償法定外給付を調査しました（調査期間：令和3年10月1日～12月28日（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための出勤回避等の影響を踏まえ、当初11月30日までとしていた調査期間を12月28日までに変更。））。

本調査は、常勤従業員数50人以上の全国の企業45,605社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した7,562社を対象として実施し、これらの企業から企業規模が調査対象外であること等が判明した企業（208社）を除き、回答のあった企業3,677社（回答率50%）の回答について集計したものです。

調査結果の概要は、次のとおりです。

調査結果の詳細は、人事院ホームページ及びe-Stat（政府統計の総合窓口）に掲載しています。

（人事院ホームページ）

https://www.jinji.go.jp/toukei/0111_kinmu_jouken/kinmu_jouken.html



（e-Stat（政府統計の総合窓口））

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00020111&kikan=00020>



1 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

(1) 業務災害又は通勤災害に対する法定外給付制度の有無

民間企業の従業員が、業務災害又は通勤災害により死亡し、あるいは障害が残った場合等には労働基準法による災害補償や労働者災害補償保険法による保険給付が行われるが、これらとは別に企業独自に給付を行う場合がある。この法定外給付の制度が「ある」企業の割合は、業務災害による死亡で52.7%、通勤災害による死亡で46.7%、業務災害による後遺障害で43.3%、通勤災害による後遺障害で39.0%となっている。（表1）

表1 法定外給付制度の有無別企業数割合（母集団：全企業）

(%)

給付事由		制度の有無		計	制度あり	制度なし
		業務災害	通勤災害			
死亡	業務災害	100.0	52.7	47.3		
	通勤災害	100.0	46.7	53.3		
後遺障害	業務災害	100.0	43.3	56.7		
	通勤災害	100.0	39.0	61.0		

(2) 給付額の決定方法

法定外給付制度が「ある」企業について、給付額の決定方法をみると、「一律」かつ「定額」としている企業の割合が最も多い。（表2）

表2 法定外給付制度を有する企業における給付額の決定方法別企業数割合
(母集団：法定外給付制度を有する企業)

(%)

給付事由		決定方法	計	一律		扶養親族の有無別		扶養親族の人数別		その他
				定額	定率	定額	定率	定額	定率	
死亡	業務災害		100.0	56.2	8.6	8.4	0.5	1.1	0.4	24.7
	通勤災害		100.0	57.2	7.6	8.1	0.5	0.9	0.4	25.3
後遺障害	業務災害		100.0	58.4	11.0	6.1	0.6	0.4	0.2	23.3
	通勤災害		100.0	59.1	9.8	6.1	0.5	0.4	0.2	24.0

(注) 1 「定率」とは、給付額が一定日数分で給付される場合等をいう。

2 「その他」には、年齢・勤続年数、役職・職能資格等を勘案して給付額を決定する場合や、定額方式と定率方式を併用している場合などが含まれる。

(3) 給付額

法定外給付制度が「ある」企業のうち、給付額の決定方法を「一律」かつ「定額」としている企業の平均給付額をみると、業務災害による死亡で1,673万円、通勤災害による死亡で1,442万円、業務災害による後遺障害（第1級）で1,862万円、通勤災害による後遺障害（第1級）で1,579万円となっている。

2 社宅の状況等

(1) 転居を伴う転勤の有無、用途別、保有形態別社宅の有無

転居を伴う転勤が「ある」企業の割合は45.8%、転居を伴う転勤が「ない」企業の割合は54.2%となっている。(表3)
社宅がある企業の割合は41.9%となっており、保有形態別企業数割合をみると、自社保有社宅のある企業の割合は40.9%、借上げ社宅のある企業の割合は82.2%となっている。(表4)

表3 転居を伴う転勤の有無別企業数割合 (母集団：全企業)

(%)

転勤の有無		計	あ	る	な	い	不	明
企業規模	規模計	100.0	45.8	54.2	0.0			

表4 用途別、保有形態別企業数割合 (母集団：社宅がある企業)

(%)

社宅の有無等		計	自社保有社宅			借上げ社宅		
企業規模			独身用	世帯用		独身用	世帯用	
企業規模	規模計	100.0	40.9	36.1	21.3	82.2	77.0	52.1

(2) 社宅への入居対象者及び入居継続制限の有無

転居を伴う転勤があり、かつ、社宅がある企業のうち、入居対象者を「限定している」企業の割合は82.2%となっている。入居対象限定事由（複数回答可）をみると、「転勤者」を入居対象者としている企業の割合が72.2%と最も多く、次

いで「新規採用者」、「独身・単身者」の順に割合が高くなっている。(表5)

また、社宅がある企業のうち、社宅への入居継続について、居住期間により制限している企業の割合は39.4%、年齢により制限している企業の割合は22.1%、役職段階により制限している企業の割合は5.0%となっている。(表6)

表5 社宅への入居対象者限定の有無別、入居対象者別企業数割合
(母集団：転居を伴う転勤があり、かつ、社宅がある企業)

入居対象者限定等 企業規模	計	限定 している	入居対象者別									不明	不明
			転勤者	新規採用者	若年層社員	非管理職	幹部社員	独身・ 単身者	新たに世帯を 持った者	その他	不明		
規模計	100.0	82.2	72.2	36.2	20.8	9.2	10.0	29.7	11.7	12.5	-	17.8	0.0

(%)

複数回答

表6 入居の継続制限の有無別、事由別企業数割合 (母集団：社宅がある企業)

入居の継続制限等 企業規模	計	居住期間			計	年齢			計	役職段階		
		入居の継続を 制限している	入居の継続を 制限していない	不明		入居の継続を 制限している	入居の継続を 制限していない	不明		入居の継続を 制限している	入居の継続を 制限していない	不明
規模計	100.0	39.4	58.9	1.7	100.0	22.1	76.2	1.7	100.0	5.0	93.2	1.8

(%)

(3) 社宅の平均月額使用料及び平均月額賃料

社宅がある企業のうち、本社従業員が入居する社宅について平均月額使用料をみると、転勤がある企業の独身用社宅及び世帯用社宅の平均月額使用料が低くなっている。また、世帯用社宅の平均月額使用料を専有面積別にみると、「借上げ社宅」の使用料が「自社保有社宅」の使用料を上回っている。(表7、表8、表9、表10)

表7 独身用社宅の保有形態別平均月額使用料及び平均月額賃料
(母集団：独身用社宅がある企業 (金額不明を除く))

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅		借上げ社宅	
	使用料 (従業員の負担額)	賃料 (企業の契約額)	使用料 (従業員の負担額)	賃料 (企業の契約額)
規模計	14,450	63,957	18,294	

(円)

表8 独身用社宅の保有形態別平均月額使用料及び平均月額賃料
(母集団：転勤があり、かつ、独身用社宅がある企業 (金額不明を除く))

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅		借上げ社宅	
	使用料 (従業員の負担額)	賃料 (企業の契約額)	使用料 (従業員の負担額)	賃料 (企業の契約額)
規模計	12,514	65,767	17,268	

(円)

表9 世帯用社宅の保有形態別、面積区分別平均月額使用料及び平均月額賃料
(母集団：世帯用社宅がある企業 (金額不明を除く))

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅				借上げ社宅							
	使用料 (従業員の負担額)				使用料 (従業員の負担額)				賃料 (企業の契約額)			
	55㎡ 未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡ 以上	55㎡ 未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡ 以上	55㎡ 未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡ 以上
規模計	20,047	21,994	25,776	30,134	24,278	28,321	31,950	35,273	84,183	91,801	101,138	106,162

(円)

表 1 0 世帯用社宅の保有形態別、面積区分別平均月額使用料及び平均月額賃料
 (母集団：転勤があり、世帯用社宅がある企業 (金額不明を除く))

(円)

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅				借上げ社宅							
	使用料 (従業員の負担額)				使用料 (従業員の負担額)				賃料 (企業の契約額)			
	55㎡ 未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡ 以上	55㎡ 未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡ 以上	55㎡ 未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡ 以上
規模計	18, 201	20, 218	24, 483	29, 082	23, 609	28, 043	30, 795	34, 494	85, 420	93, 535	102, 192	107, 171